

令和7年 第12回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和7年12月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第12回会議議事録

- 1 開催日時 令和7年12月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室
 - 3 出席委員 17名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 近 藤 民 治 4番委員 原 澤 辰 明
5番委員 原 澤 忠 告 6番委員 鈴 木 初 夫 7番委員 鈴 木 保 雄
8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿 10番委員 小 室 功
11番委員 村 山 正 美 12番委員 本 多 道 長 13番委員 小 池 康 雄
14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 田 村 かつ子 16番委員 田 村 隆 司
17番委員 榎 洸 春 子 18番委員 江 口 眞 利
 - 4 欠席委員 2名
3番委員 内 海 伸 一 19番委員 森 下 かおり
 - 5 議事録署名委員
2番委員 近 藤 民 治 18番委員 江 口 眞 利
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 田 村 覚 生 書記 中 山 文 弥 書記 泉 雪 江
 - 7 会議に附した事件
議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第45号 農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第46号 農地に該当しないことの証明願について
 - 協議事項・報告事項
(1) 農地復元届出兼農地台帳登載について
(2) 制限除外の農地等異動通知書について
(3) 農地法第18条第6項の規定による届出について
(4) 農業経営改善計画の認定について
(5) 地域農業経営基盤計画（地域計画）変更案について
 - その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理中島博恵開会を宣す。

顛 末

議 長

本日の議事録署名委員の方を選出いたします。18番、江口眞利委員、19番、森下かおり委員をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。別紙記入事件、5件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

事務局より説明いただきました。

番号1番より審議してまいりたいと思います。

議案第42号、番号1について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

12番委員

番号12番、〇〇〇〇〇担当の本多道長です。

農地法第3条による申請事案の調査について報告いたします。

11月5日、現地にて行いました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇より南側へ約200mぐらいのところ。7日に〇〇〇〇さんとお会いして確認をいたしました。

譲渡に対しては相続人により取得しましたが、耕作者である譲受人に譲渡のためです。

譲受人は自作地近くにあり、耕作の効率化を図るとともに経営の規模拡大のために申請地を取得したということでございます。農地の効率利用につきましては、それを農業機械、労働力、農業技術、営農計画の確認が確実に実行されると思います。年間の従事日数は、約300日ぐらい、酪農と水田のほうも栽培をするのに十分な日数だと思われ。周辺の農地につきましては、地域計画実現への支障有無に対しては、主要作物及び水田をやると計画をされております。周囲は耕作地、農地のために支障はありません。その他、懸案事項は特にございませぬ。よろしくご審議のほうよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

このことにつきまして皆様のほうからのご質疑賜りたいと思います。

いかがでしょうか。

（「なし」の声）

それでは、お諮りいたします。

議案第42号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号の番号2について、担当委員さんからの調査報告並びに お伺いしたいと思います。

2番委員

2番、〇〇〇〇地区の担当、近藤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

11月29日、現地調査を行いました。申請地は〇〇〇〇〇〇より東へおよそ300mぐらいのところ。29日に、〇〇〇さんに電話にて確認いたしました。

貸付人の方が〇〇〇〇〇さん、その人が自宅から遠く、耕作してもらいたいということで、借受人が20年間借りているので、また続けて耕作したいということでした。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営業計画を確認でき、実行は確実と思われ。年間従事日数は約250日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われ。

周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は水稻耕作になっており、周辺の耕作は田んぼのため支障はありません

そのほか懸案事項は特にございませぬ。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

このことにつきまして、皆様のほうからの御質疑ありましらお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑ないということなので、お諮りいたします。

議案第42号の2の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号3について、担当委員さんからの調査報告並びに考察をお願いいたします。

9番委員

9番、〇〇〇〇〇〇〇〇担当の須藤です。よろしくお願いいたします。

農地法3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

12月4日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇より南西へおよそ500mのところ。遊休農地であります。

農地の効率的利用、また所有機械、労働力、農業技術、営農計画、また営農資料も確認でき、実行は確実と思われ。年間従事日数、本人250日ということで申請いただきました。ニンニクを栽培するには十分な日数と思われ。

また、周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無、ニンニク、トマト栽培、そして地域の除草作業等にも参加していきたいと計画を立てております。

また、周辺の耕作は道路を挟んでの水稻、またその隣が畑であるんですが、問題ない、支障ないと思われ。その他、懸案事項は特にございませぬ。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
このことにつきまして、皆様のほうからのご質疑ありましたらお願いいたします。
（発言する者なし）
よろしいですか。
〇〇〇〇〇〇と住所がなっていて、この方、何かちょっと前にも農地をこっ
ちでやって農家をやりたいというふうな方だったんですね。これを拠点にして
と、ほかにも、ちょっとその辺の説明を。
- 9 番委員 その前の申請ってちょっと分からないんです。そのことはちょっと聞いてい
ないので。
- 議 長 そう。じゃあ、全くの新規かな、これ。
- 9 番委員 新規だと私は思っていたんです。
営農指導から販売までの指導をするという方がいらっしゃるんで。
実際、現地は草がすごい。だから、その辺のところがちょっと懸念はされる
けれども、指導してくださる方がいるから大丈夫だと思います。
- 議 長 はい。委員さんがそのようにおっしゃるなら。
ありがとうございます。
皆様のほうから何かありましたらお願いいたします。
（「なし」の声）
なければ、お諮りいたします。
議案第42号の3の案件は許可としてよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、許可と決定いたします。
続きまして、議案第42号、番号4について、担当委員さんからの報告を求
めます。
- 15 番委員 15番、〇〇担当の田村です。よろしく申し上げます。
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。
11月30日に現地を調査させていただきました。申請地は、〇〇〇〇〇〇
より東へ大体500mくらいのところです。その後、12月2日に代理人の方
に電話で確認させていただきました。
譲渡人の方が相続した土地なんですけれども、〇〇に住んでいるということ
で耕作できないということを前々からおっしゃっていたので、譲受人の方がご
自宅がお隣ということで、今までできないところの草刈り等はしてお世話を
していたので使ってもらえないかという話でした。ちょうど間に挟まれている
真ん中のところが譲受人の土地で、3枚を借り受けるとずっとつながった土地
になるということです。
その真ん中の譲受人の方は、もう今果樹を栽培しているので、その要する右
左も果樹を植えたいということで、特に労働力とかは問題ないのではないかと
思います。草刈り等をしているところも、私も確認させていただいているので、

年間従事日数150日ということで、十分な日数ではないかと思えます。

周辺の農地利用や地域計画への支障の有無は、果樹耕作を計画されているということなので、ほかの周辺の耕作も果樹があるので特に支障はないと思われ

ます。

そのほかに懸案事項はございません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまのことにつきまして、皆様のほうからのご質疑賜りたいと思えます。
(発言する者なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第42号の4番について許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号5について、担当委員さんよりの報告をお願いいたします。

17番委員

17番、〇〇〇〇〇担当の榎渕春子です。よろしくお願ひします。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

11月29日、現地調査を榎渕武重さんとともに行いました。申請地は、〇〇〇〇より南東へおおよそ450mのところ、11月29日に〇〇〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。譲渡人が耕作困難なため、譲受人が水稻耕作したいということでした。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われま

す。年間従事日数は150日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われま

す。

周辺の農地利用や地域計画への支障の有無は、水稻耕作を計画されており、周辺の耕作は水稻のため支障ありません。

そのほかに懸案事項は特にございません。

よろしくご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

このことにつきまして皆様のほうからのご質疑ありましたらお願ひいたしま

す。

(発言する者なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第42号の5の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりご説明申し上げます。

事務局

4ページをお開きください。

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求める。別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議案第43号について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

2番委員

2番、〇〇〇〇地区担当の近藤です。

農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は〇〇〇〇より東へおおよそ300mぐらいのところですが、12月1日、現地調査を行い、代理人の〇〇さんに確認いたしました。

転用目的の確実性については、始末書にもありますように既に実行済みです。

申請面積の妥当性ですが、周辺の利用状況からも問題は見当たりません。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上での支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思われ

ます。

そのほかに想定される懸案事項等は、特に見当たりません。

よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

始末書添付というこの案件でございます。皆様のほうからのご質問、ご質疑賜りたいと思います。

いつ頃の建築、分かりますか。

2番委員

建物が建ったのがもう結構、昔で高速ができた時に今まで龍谷寺の入り口にあった土地からこっちへ移転してもう多分34年か、40年か、そのぐらいたつと思います。おおよそでありますけれども。

議 長

分かりました。ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑賜りたいと思います。

2番委員

だから、地主さんも分からなかったのが多いのかね。

議 長

どういうことで発覚したのか？

2番委員

それが分かったということか。

事務局

申請書には相続によって発覚したということ。

議 長

皆様のほうからの御質問賜りたいと思います。

4番委員 ちょっと確認をしたいんですけども、4番の原澤です。
40年ぐらい前に建てられたのではないかということですけども、今まで農地並みの課税をされていたので、これどうなりますか。

事務局 課税は、多分仮定とか想定になっちゃうけれども、多分宅地並み課税であると、現況課税です。

議長 現況でもう押さえちゃう。何かできたなというと、屋根が乗っただけでも来ちゃう。

4番委員 航空写真を見て。

事務局 議案書の地目のところに現況宅地となっているので、これ課税で把握しているものなので、税は遡りというか把握した時点から支払いは課税は宅地並みで払われているだろうと思います。

事務局 細かく見てて現況、下が畑なんだけれども建物みたいなのがあると現況、宅地課税にしてある。

議長 原澤委員、よろしいでしょうか。
ほかに御質疑ある方お願いいたします。
(発言する者なし)
御質疑ないようですので、お諮りいたします。
議案第43号の案件は、許可相当でよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
それでは、許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 6ページをお開きください。
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。
別紙記入事件、4件。
次のページをお開きください。
◇(議案書・順次朗読説明)
以上よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
番号1番より担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

2番委員 2番、〇〇〇〇地区担当の近藤です。
農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。
申請地は、〇〇〇〇〇〇〇より東のほうへおおよそ800mぐらいのところ

同様に、転用することによって生じる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思われます。

その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、この案件につきまして、ご質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

では、お諮りいたします。

議案第44号の2の案件は、許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第44号、番号3番について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

8番委員

8番、〇〇〇〇〇〇地区担当の中島です。

農地法第5条による申請事案の調査結果を報告いたします。

申請地は〇〇〇〇〇〇を〇〇地区で右折、〇〇方面に約1キロ進んだ〇〇区になります。〇〇地区に入りまして右側、〇〇〇方面に向かったところにあります。

11月30日、譲受人に電話で話を伺い、12月1日に現地を確認いたしました。申請地は、道路と水路に囲まれ、現状はクズがはびこった原野状態でした。譲受人は規模拡大に伴い申請地を借り受け、従業員用もしくは、要は駐車場なんですけれども、駐車場を造りたいとのことでした。

転用目的の確実性ですが、申請書、見積書、利用計画図、資金的な裏づけが確認でき、許可が下り次第着工したいとのことでした。

申請面積の妥当性ですが、周囲の状況からも妥当かと思えます。

周辺が営農を行う上での支障の有無ですが、先ほども言いましたとおり道路と水路の囲まれ、支障は発生する見込みはありません。

同様に作物への被害等もないと思われます。

その他、想定される懸案事項は見当たりませんでした。

以上、よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

このことにつきまして、皆様のほうからのご質疑賜りたいと思えます。

(発言する者なし)

よろしいでしょうか。

この〇〇〇かな、これは何をなさっている会社かということと、もう一つは、第1種農地なのでこの辺はもう。その辺のことをちょっとお願いできればと。

8番委員

このまず会社なんですけれども、会社はアウトドア一般、ラフティング、それらのたぐいです。

この4筆とも第1種農地で、去年、一昨年かな、見てます。それで、農業振興地域整備計画から今年の令和7年7月9日に除外の通知が出ているかと思えます。

それとあと付け加えて言うなら、隣に、左のほうにそこに作っている耕作者がいるんですよ。いずれにしても水路を挟んで向こう側なんですけれども、一応話を聞いたら駐車場ならいいでしょうということで話を伺いました。

以上です。

議長

皆様のほうからご質疑ありましたお願いします。

(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第44号、番号3につきまして、許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第44号、番号4番について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

9番委員

9番、〇〇〇〇〇〇地区担当の須藤です。よろしくをお願いいたします。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇より北西およそ70mぐらいのところですよ。

12月4日、現地調査を行いました。〇さんが休耕中の畑に自宅及び資材置場を建てるという計画をされています。

申請書、見積書、設計書、また資金は証明書がありますので確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。

申請面積の妥当性ではありますが、これ代理人の方の調査、計測が入ってましてこれは確実かと思われまます。

また、周辺の農地は、道路を挟んで水田等があるわけですが、防除、その他懸案は見当らないと思われまます。

その他、ここ道路に2面挟まれていますので、問題はないと思われまます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

このことにつきまして、ご質疑ありましたらお願いいたします。

須藤委員、よろしいですか。

これも第1種農地なので、委員の皆様が一応除外申請で以前に確認されたんでしょうか。

9番委員

昨年の11月だと思っんですけども、現地確認をしてしています。

許可は出ている、多分7月の9日付、許可が出ています。

議長

ありがとうございます。

皆様のほうからいかがでしょうか。

(発言する者なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第44号の4番の案件は、許可相当でよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
許可相当と決定させていただきます。
続きまして、議案第45号 農地利用集積等促進計画の要請について、事務局より説明がございます。

事務局

9ページをお開きください。
議案第45号 農用地利用集積等促進計画の要請について。
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求め。
別紙記入事件、2件。
次のページをお開きください。
今回の議案は、令和8年2月1日に公告されたい農用地利用集積等促進計画となります。
中間管理権が設定される面積は、田、賃貸借の通年7,741㎡、畑、使用貸借の通年57,621㎡。設定期間は、9年、10年、20年。合計面積6万5,362㎡、貸手は32戸、借手は3戸でございます。
次のページに詳細がございますので、ご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長

事務局の説明をいただきました。
このことについて、皆様のほうからのご質疑を求めます。
(発言する者なし)
ないようですので、大分すごい面積
。。
ということで、このことにつきまして質疑ないようですので、要請いただきますよう進めていただきたいと思います。と思っております。
よろしいでしょうか。
(「はい」の声)
続きまして、議案第46号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

22ページをお開きください。
議案第46号 農地に該当しないことの証明願について、農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求め。
1、別紙調書に記載のとおり。
次のページをお開きください。
◇(議案書・番号1朗読説明)
以上です。よろしく願いいたします。

議長

事務局より説明いただきました。
議案第46号について、担当委員さんからの調査報告を求めます。

9番委員 9番、〇〇〇〇〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願いいたします。
農地に該当しないことの証明願が出ましたので、調査をしてきた結果を報告いたします。
12月8日、現地調査を行いました。
申請地には既に、昭和25年11月という石碑が裏に書いてあるんです。〇〇があるところです。ここは道路の角でして、2面とも角であります。面積も3㎡余りなので、電柱も立っているんです。あと支線も立っているんで、もうこれ復元は難しいと思われます。
ほかに想定されるような懸案事項等ございませんので、よろしくご審議お願いいたします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
このことにつきまして、ご質疑ありましたら皆様の挙手をお願いいたします。
(発言する者なし)
よろしいですか。
写真を見ますと、何か石碑が立っていたりするところで致し方ないのかなと
いうことではございませんか。
こういうのって、何か私有地でもこういうものってあるのか。
公共用地にも何とも言い難いし。

事務局 前というか、土地改良なんかでよく石碑を換地にしてやるんですけども、
なかなか、何と言うんですか、好意でという形なんですかね。

9番委員 場所的にはいいところなんですよ。詳しいことは分かりませんよ。

議長 まあ、致し方なしですか。

事務局 補足なんですけれども、昭和25年、農地法が昭和27年からなので農地法の前
からあるということで。そう理解をいただきたいということで。
転用ではなくて、もう農地法の前からあるよということなんです。なので転用で
はなく始末書でもなく非農地です。

議長 そうのことね。分かりました。
皆様のほうからどうですか。いかがでしょうか。
(発言する者なし)
では、お諮りいたします。
議案第46号の案件について、原案どおり証明することにご異議ありません
か。
(「はい」の声)
それでは、証明することに決定いたします。
次第の5番に移らせていただきます。協議事項・報告事項に入ります。
農地復元届出兼農地台帳登載について、事務局より説明がございます。

事務局 24ページをお開きください。

協議事項1、農地復元届出兼農地台帳登載について。
農地台帳登載に係る取扱いについて第3（3）により、下記の申請があったので審議を求めらる。

◇（議案書・番号1朗読説明）

説明は以上です。

議 長

ご説明いただきました。

協議事項（1）について、担当委員さんより調査報告をお願いします。

17番委員

17番、〇〇〇〇〇担当地区の榎渕春子です。お願いします。

農地台帳登載に係る調査結果について報告いたします。

11月29日、榎渕武重さんとともに現地を確認致しました。現地は、写真のとおり畑であり、耕作営農が行われていることが確認できました。11月29日、〇〇さんがお留守だったため、後日電話にて確認いたしました。〇〇さんが葉野菜を栽培したいため、本件を農地台帳に登載したいということでした。

農地の利用は、現在も野菜栽培をしており、耕作は確実と思われます。年間従事日数は150日と伺いましたので、葉野菜を栽培するには十分な日数を思われます。

周辺の農地営農や地域計画、実現への支障の有無は見当たりません。

このほかに懸案事項は特にございません。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

このことにつきまして、皆様からのご質疑いただきたいと思います。

（発言する者なし）

なければ、お諮りいたします。

協議事項（1）農地復元届出兼農地台帳登載してもよろしいでしょうかというか、これを復元することといたします。

続きまして、（2）制限除外の農地等異動通知書について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

25ページをお開きください。

協議事項（2）制限除外の農地等異動通知書について。

農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。

◇（議案書・番号1朗読説明）

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局より報告いただきました。

皆様、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、（3）農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

26ページをお開きください。

報告3、農地法第18条第6項の規定による届出について。

農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをこ

こに報告する。

詳細は一覧のとおりです。

本日の議案第42号、番号1の案件に際して提出されたものです。

以上、報告を終わります。

議 長

事務局にご説明いただきました。

皆様方、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、(4)農業経営改善計画の認定について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

27ページをお開きください。

報告4、農業経営改善計画の認定について。

継続1件、認定日は令和7年11月25日です。

詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

事務局より報告ありました。

皆様方、ご承知いただきますようお願いいたします。

続きまして、(5)地域農業経営基盤計画(地域計画)変更案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

28ページをお開きください。

協議5、地域農業経営基盤計画(地域計画)変更案について。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、変更案について意見を求める。

変更の概要は記載のとおりです。

こちらの変更の詳細については、11月10日に行われました地域計画変更に係る協議の場にて、委員の皆様にはご覧いただいたとおりです。

説明は以上です。

議 長

ご説明いただきましたが、皆様のほうからご質疑ある方は挙手をもってお願いいたします。

質疑ないようですので、地域農業経営基盤計画(地域計画)変更案のとおり意見書を提出いたします。

異議はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、意見書を提出することと決定いたします。

6のその他へ移らせていただきます。

最初に、私のほうから。

本日、議事録署名委員を19番、森下かおり氏と指名いたしましたが、見えておられないので改めてここで2番の近藤民治委員をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

皆様のほうからその他のご意見ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、事務局はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

事務局もないようですので、以上で本日の提出いただいた議事・報告事項の全てを終了させていただきます。

ありがとうございました。

事務局にお返ししたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

それでは、閉会の宣言のほうを江口職務代理にお願いいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後2時40分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

2番委員

18番委員